

令和6年4月9日

保護者様

県立上野ヶ原特別支援学校
校長 高田 敬子

学校感染症に係る出席停止関係の書類について（お願い）

本校では、重度の慢性疾患や医療的ケアを必要とする児童生徒が通学・在籍していることもあり、感染症の管理については特に注意して対応しています。児童生徒が下記の表にある感染症にかかった場合は、学校保健安全法により本人の体力回復、また、流行を防ぐためにも、出席停止の処置をとることになっています。下記の感染症にかかった場合は担任に必ず連絡をお願いします。また、医師に登校可能日を確認し、登校許可証明書（保護者記入）を登校日にご提出ください。なお、「登校許可証明書」は必要時まで保管してください。用紙は、連絡帳と学校ホームページにあります。

| | 病名 | 出席停止期間 |
|----------|---|---|
| 第1種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、急性灰白髄炎（ポリオ）、鳥インフルエンザ（H5N1）、中東呼吸器症候群（MERS）、指定感染症、新感染症 | 治癒するまで |
| 第2種 | インフルエンザ | 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで |
| | 新型コロナウイルス感染症 | 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで |
| | 百日咳 | 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| | 麻疹（はしか） | 解熱後3日を経過するまで |
| | 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫張が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで |
| | 風疹（3日ばしか） | 発疹が消失するまで |
| | 水痘（水ぼうそう） | 全ての発疹が痂皮化する（かさぶたになる）まで |
| | 咽頭結膜熱（プール熱） | 主要症状が消退した後2日を経過するまで |
| | 結核 | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで |
| 髄膜炎菌性髄膜炎 | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで | |
| 第3種 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症(※) | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで |

※ その他の感染症には、溶連菌感染症、A型肝炎、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎などが含まれます。

※ 今後変更となる可能性がありますその都度お知らせいたします。